

掛川市規則第4号

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例附則第2項の規則で定める算定方法を定める規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例附則第2項の規則で定める算定方法を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年掛川市条例第9号。以下「条例」という。）附則第2項の規則で定める算定方法を定めるものとする。

（既存工場等の生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地及び環境施設の面積）

第2条 条例附則第2項の規則で定める算定方法は、別表に規定する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工業地域	$G \geq (P/\gamma)(0.1-(G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15-(E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
条例第3条に規定する区域のうち準工業地域以外の区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05-(G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1-(E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- 2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工業地域	$G \geq \sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.1-(G_0/S))$ ただし、 $\sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.15-(E_0/S))$ ただし、 $\sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
条例第3条に規定する区域のうち準工業地域以外の区域	$G \geq \sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.05-(G_0/S))$ ただし、 $\sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.1-(E_0/S))$ ただし、 $\sum_{i=1}^n (P_i/\gamma_i)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γ_j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合